# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
16	後期高齢者医療に関する事務	基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日田市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

大分県日田市長

#### 公表日

令和7年6月30日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務			
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律により、住民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るための取組及び高齢者医療制度の運営が適切かつ円滑に行われるよう施策を実施する。日田市では、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収納管理、滞納整理、医療給付に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び減額認定証発行等の事務を行う。 日田市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①後期高齢者医療の被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ③後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ④一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤一時差止めに関する事務 ⑤保険料の賦課・徴収に関する事務 ⑥保険料の賦課・徴収に関する事務			
③システムの名称	1. 後期高齢者医療システム(Acrocity住民情報) 2. 総合収納管理システム(Acrocity住民情報) 3. 大分県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) 4. 団体内統合利用番号連携サーバ 5. 中間サーバ 6. 情報提供ネットワークシステム			
2. 特定個人情報ファイ	ル名			
(1) 後期高齢者医療関連情	報ファイル			
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 85の項			
4. 情報提供ネットワー	クシステムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢>			
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	福祉保健部健康保険課			
②所属長の役職名	健康保険課長			
6. 他の評価実施機関				

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	総務企画部総務課3日以内窓口 〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号 TEL:0973-22-8233 mail:koukai@city.hita.lg.jp					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	福祉保健部健康保険課 〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号 TEL:0973-22-8271 mail:kenkohoken@city.hita.lg.jp					
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した						
適用した理由						

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		莇 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か			令和7年6月30日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
		令和7年6月30日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
<u> </u>	礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書	]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	<sup>−</sup> −−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−	ぞれ重点項目評価	i書又は全項目評価書において、リスク	対策の詳細が記載	
2. 特定個人情報の入手(付	情報提供ネットワーク	システムを通じた	と入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[ 十分である	) ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分である	) ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	) ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		0 ]	]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネット	ワークシステムを	通じた提供を除く。) [	]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	) ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[ 十分である	) ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[  十分である	) ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・	<b>有去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	く選択肢>[ +分である ]2) 十分である3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業	[ ]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対しては、リスク対策として、毎年マイナンバー制度に 関するe-ラーニングの研修を受講する他、情報セキュリティーに関しても確認するようにしている。		
9. 監査			
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・	<b>各発</b>		
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>1) 特に力を入れている</li><li>2) 十分である</li><li>3) 課題が残されている</li></ul>		
判断の根拠	システムを利用する職員を限定し、業務に必要な権限のみを付与している。		

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月30日	新様式への移行				